

処 分 基 準

B - b - 1

令和 7 年 4 月 1 日 作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 6 条 第 1 項 及 び 第 2 項
処 分 の 概 要 : 古物営業の許可の取消し
原権者 (委任先) : 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第 4 条 (許可の基準)
処 分 基 準 : 古物営業法第 6 条 第 1 項 各 号 又 は 第 2 項 に 掲 げ る い ず れ か の 事 実 が 判 明 し た 場 合 は、以 下 の よう に 帰 責 事 由 が な い 場 合 又 は 悪 性 が 極 め て 軽 微 な 場 合 で あ っ て、速 や か に 是 正、回 復 等 す る こ と が で き、現 に 是 正、回 復 等 し よ う と し て い る と き な ど を 除 き、古 物 営 業 の 許 可 の 取 消 し を 行 う も の と す る。 ・ 法 人 の 責 め に 帰 す こ と の で き な い 事 由 に よ っ て 法 第 4 条 第 11 号 に 該 当 す る 場 合 で あ っ て、事 実 判 明 後、法 人 が 速 や か に そ の 者 の 解 任 手 続 を 進 め て い る よ う な と き。
問 い 合 わ せ 先 : 愛 知 県 警 察 本 部 生 活 安 全 部 保 安 課 行 政 処 分 係 (電 話 052 - 951 - 1611 内 線 3188)
備 考 :